

文書指摘の内容

○社会福祉法人

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
会計処理等が不適切【4】			
1	R6. 9. 24	会計年度内に解消すべき拠点区分間貸付金（借入金）が貸借対照表に計上されているので、早急に解消すること。	改善中
2	R6. 10. 1	法人定款及び法人役員報酬規程に根拠がない不適切な支出が認められた。については、早急に同規程の改定又は支払の停止などの対応を行うこと。	改善済
3	R6. 10. 1	会計責任者が任命されておらず、予算執行及び資金管理の運営体制整備の観点から、内部牽制機能が働いていない状態となっている。については、早急に会計責任者を任命し体制整備を図ること。	改善済
4	R7. 1. 23	法人経理規程では、月次報告を翌月5日までに理事長に対して行うことになっているが、令和6年度には、一度も報告されていない。月次報告は、理事長にとって、活動状況及び採算と財政状態の評価とその対策を検討するための重要な資料であるため、今後は、毎翌月期限内に報告すること。なお、報告期限の定めは組織の事務処理スケジュールの基本となるものであり、遅延することはあってはならないものである。ただし、現行の翌月5日を期限とすることが、事務処理上、そもそも困難な期限設定となっているのであれば、報告期限の変更についても検討することが可能である。	改善済
評議員・役員の選任手続等が不適切【2】			
5	R6. 10. 1	評議員の数は法人定款で定めた理事の員数を超える数でなければならないが、評議員1名の辞任により、在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数と同数（超えていない状態）となっている。については、早急に評議員1名を選任すること。	改善済
6	R6.12.23	評議員の選定にあたり、事前に就任承諾書、履歴書、宣誓書を徴取すること。	改善済
定款記載内容の不備【2】			
7	R7.1.31	施設建物を基本財産に記載していないため、定款変更手続を行い、基本財産に追加すること。	改善済
8	R6.12.19	法人定款に規定する「〇〇事業の経営」について、現在同事業は実施されていない。については、同事業を法人定款から削除する定款変更認可手続を行うこと。	改善済
理事長の職務執行状況が未報告【2】			
9	R7.1.16	理事長及び業務執行理事は、法人定款等の規定に基づき、「3箇月に1回以上」、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないが、これを行っていないため、今後は適正に報告すること。	改善済
10	R7.1.28	理事長及び業務執行理事が理事会に報告すべき自己の職務の執行状況について、法人定款の規定どおりに報告されていないため、今後は、定款の規定に基づき、「3箇月に1回以上」理事会に報告し、その内容を議事録に記載すること。	改善済
理事会の招集方法等が不適切【2】			
11	R6. 12. 12	理事会の招集は法人定款において、「理事長が招集する」、「理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときには、各理事が招集する」と規定されているが、理事長の選定に係る理事会の招集通知を法人名のみで通知しているので、定款の規定に基づき権限を有する者が招集すること。	改善済
12	R6. 12. 12	理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を法人定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対して招集通知を発出しなければならないが、開催日当日に通知を発出しているので、法令又は定款に定める期限までに招集通知を発出すること。	改善済

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
評議員の評議員会欠席、役員の理事会欠席【2】			
13	R7.1.28	監事は理事の職務の執行を監査する重要な役割を担っており、理事会への出席が義務づけられているが、監事の1人は理事会への出席が少ないため、日程調整をしても出席が見込めない場合には当該監事の交代を検討すること。	改善済
14	R6.11.19	理事会を続けて欠席している理事が見受けられたため、理事会の役割的重要性に鑑み、日程調整及び出席の方法を工夫することなどにより、欠席者が出ないよう理事会を招集すること。	改善済
登記手続等が不適切【2】			
15	R7.1.9	事業所の土地及び建物を、個人から賃借しているが、地上権又は賃借権の設定及び登記を行っていない。当該事業を、安定的に継続していくため、地上権又は賃借権を設定し登記すること。	改善済
16	R7.1.28	法人の代表権を有する者の登記が2週間以内に行われていないため、変更が生じたときから2週間以内にこれを行うこと。	改善済
その他【4】			
17	R6.9.24	社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手にふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。しかしながら、令和2年度以降の事業活動計算書の経常増減差額が赤字となり、資金繰りにも支障が出ていると認められる。 理事長をはじめとする役員、評議員及びその他関係職員で問題点を共有し、健全な経営の確保に向けた改善策を検討し、その内容を所轄庁へ報告すること。	改善中
18	R6.9.25	令和6年〇月に、施設職員が入所者へ暴行を加える傷害事案(虐待)が発生した。貴法人では、同年6月〇日に緊急理事会を開催し、役員及び評議員による事案への対応を検討しているが、議事録によると、施設側の問題や施設職員の対応に関する意見が多く出ているものの、施設を運営する法人理事会や施設運営に関わる法人の責任に対する意見は出ていない。貴法人は、令和6年度事業計画において、「サービスの質の向上」及び「人権確保・定着と働きやすい職場づくり」等を重点項目に掲げているが、それが真に実効性のあるものになっているかどうかを確認するのは、法人理事会の責務である。今回のような事案は、施設だけではなく法人全体で対応すべき問題であることを十分認識し、虐待防止に向けた取組(施設における虐待防止委員会及び権利擁護委員会の連携、虐待防止に向けた職員への教育及び意識向上)を行うこと。	改善済
19	R7.1.28	評議員選任解任委員会の委員構成について、法人定款では「監事1名、事務局員1名、外部委員1名」と規定しているが、実態は「事務局員1名、外部委員2名」となっているため、定款の規定に基づく構成とすること。	改善済
20	R7.1.28	契約事務について、物品購入に係る稟議書を作成していないものや業者から徴した見積書等の検討資料が法人経理規程に定める取扱いとなっていないものがあり、契約に至った決裁プロセスが不明瞭となっている。については、厚生労働省通知及び法人経理規程を遵守の上、公平性及び透明性の確保に十分留意すること。	改善済